

平成28年12月16日（金）13時30分～

交通政策審議会海事分科会第84回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第84回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、このたび初めて船員部会にご出席される東京海洋大学准教授の堀木公益委員をご紹介します。

【堀木臨時委員】 堀木と申します。東京海洋大学から参りました。20年前に航海訓練所に少しお世話になりまして、その後、海員学校でしばらく働いた後、大学のほうに異動しております。わからないことも多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 ありがとうございます。次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から議事次第、配付資料一覧、その次からが議題の関係の資料となります。資料の番号は縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

まず資料1として、諮問文で、「諮問第263号 船員法の一部改正について」というものが別紙を含め2枚になります。資料1-2として「船員法の改正について」、横置きのパンチ絵ですが2枚。資料1-3として「MLC条約等の改正に伴う国内法化勉強会とりまとめ」というものが3枚になります。

次に資料2といたしまして、諮問文で「諮問第265号 船員派遣事業の許可について」というものが2枚。その参考資料として資料2-2が4枚。こちらは委員限りの資料となります。

資料3として諮問文で「諮問第266号 無料の船員職業紹介事業の許可について」というものが2枚。その参考資料として資料3-2が2枚。こちらも委員限りの資料となります。

資料は以上ですが、行き届いておりますでしょうか。以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をよろしく願いいたします。

**【野川部会長】** それでは、これから本年最後になりますでしょうか、船員部会議事を進めてまいりたいと存じます。

まず議題1の船員法の一部改正についてでございますが、これは前回の部会からの継続案件でございます。事務局より、まずご報告をお願いいたします。

**【鹿渡課長補佐】** お手元の資料1の船員法の一部改正について。船員法の一部改正については、修正に係る意見は本日までございませんでしたため、前回と同じ資料をおつけしておりますが、ほかにご質問やご意見等はございませんでしょうか。

**【野川部会長】** 立川委員。

**【立川臨時委員】** この件に関しましては勉強会が開催されておりますので、その中身を少しお伺いしておきたいと思っております。といいますのは、船員の資格制度の整備というところにつきまして、船員手帳に認定を受けている者を乗り込ませなければならないということで、資格関係の整備がされるということですが、資格関係の証明に際しまして、どのような形で資格証明をしていくのか。プロセス的なもの、ないしは、どのような訓練といいますか、どのようにして資格証明が行われていくのかという部分を勉強会に出ておられない方もおりますので、その辺を勉強会のレビューではないですけども、教えていただければと思います。よろしく願いします。

**【野川部会長】** お願いいたします。

**【鹿渡課長補佐】** 船員の新しい資格につきましては、資料1ページのところで概括部分を述べているところなのですが、お手持ちの資料1の船員法の改正についてというところで横長のペーパーをごらんいただけますでしょうか。

ご意見がございましたSTCW条約、こちらはIMOの取り組みの中で取り決められている条約でございますが、船員の資格については、天然ガス燃料船に乗り込む船員に必要な資格の新設ということでございます。こちら勉強会で議論をしてきた内容について概括をご説明いたしますと、こちらの部分は条約の中で2017年の1月、来年発効されるということで、今、日本に国際条約の対象となる船舶はないのですが、今後、LNG船の導入に向けて必要な訓練や資格を定めていくこととしております。こちらに記載のと

おり、モデル訓練コースということで、今の外国において整備がなされているものになるんですが、今後、こちらの来年2月以降に設立されるモデル訓練コースで出てきた内容を踏まえまして、日本国としてどのように対応していくかというところで、具体には省令で書いていくことになるんですけども、具体のその訓練のシラバスといったものを定めていくことになります。省令につきましては、今後、船員部会でもまたお諮りすることになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

その真下にある極海を航行する船舶に乗り組む船員に必要な資格の新設というところがございます。こちらはもう少し発効が先になりまして、2018年7月に発効予定となっております。こちらは、航路として今、欧州に向けての航路というところであれば、南回り航路といったところが当然ながら主流になっているんですが、今後、北極海航路の開発というのも想定されるために、そういった航路を通るために必要な資格としてIMOで議論がなされてきたところでございます。

こちらにつきましても、LNGよりさらに少し先の話になるんですが、モデルコース等の創設の状況とかも見ながら具体的に省令でどういったその訓練内容とするのかとか、そういったところを整備していきたいと思っておりますので、今後もどうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

**【野川部会長】** いかがでしょうか。立川委員。

**【立川臨時委員】** そうしますと、天然ガス系については、物理的には来年の1月ですよ。モデルコースの創設予定ということで、その中身ないしは概要については、まだはつきりしてないですけども、1月に法上は発効ということになりますと、政省令の関係というのはどういう関係になっていくのかという問題。

それから極海を含む部分について、訓練コースということで、訓練コースを予定しているということですから、それに参画していけば、資格が認められるというのか、あるいは、資格的な試験が行われてということになるのか。今確定的なことは言えないですけども、方向性的にはどうでしょうかということをお伺いしておきたい。

**【鹿渡課長補佐】** まず1点目に、LNGのほう、天然ガス燃料船の資格の創設についておっしゃるとおり、国際的には1月に発効する予定となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、国内においては国際条約上の対象船舶がないということはあるのですが、今後、LNG船舶については開発がなされていくために必要となるというところで考えておりまして、また、諸外国の動きなんですけれども、ほかの国においても実際の細かいシ

ラバスとかの制定については、このモデル訓練コースというものが2月以降に創設されて以降、各国においてもフォローしていくものと聞き及んでいるところでございます。我が国における政省令の整備というところで、今回、省令が関係してくるところでございますが、法律の成立時期とか、そういったところを見てみないとわからない、国会審議のタイミング次第のところはあるのですけれども、法案が成立してから一定程度の準備期間は当然必要となってくるものと思いますので、そこについては、十分な時間を設けた上で施行していきたいと考えてございます。

2点目、極海航路のほうの話なんですが、具体的に、どういった訓練を受けてとか、どういった資格となるのかとか、おっしゃられるとおり、モデル訓練コースというものがこれから検討されていく中で、見えてこないところはまだあるにはあるのですが、基本的には、一定期間、数日の研修訓練を受けた上で、証印を船員手帳に押印するといったところで得られるような資格になるのではないかと考えてございます。以上です。

【野川部会長】 はい、立川委員。

【立川臨時委員】 大体、概要はわかりました。どうもありがとうございました。今後政省令が出てくると思いますので、そのときにまた詳しいことをお伺いしたいと思います。情報がありましたら、前広に公開していただければと思います。よろしくお願いします。

【鹿渡課長補佐】 承知いたしました。

【野川部会長】 それでは、ほかに質問等ございますでしょうか。

小田委員、お願いします。

【小田臨時委員】 第3の部分、準日本船舶にかかわる海上労働証書ですか、前回もお話しさせていただきましたけれども、ちょっと誤解していたのは、事前検査の部分、これもこの中に書き込まれるかと思ったら、そうではないということです。いずれにしろ、事前検査にかかわる部分の船社の懸念と、お願いは前回申し上げましたので、ここでは繰り返しませんけれども、この部分はこれによると、海上運送法に書き込まれると、具体的には省令ということになるかと思えますけれども、前回お願いしたことを反映したような書き込みになるような調整を引き続きお願いしたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご要望ですが。

【鹿渡課長補佐】 いただいたご意見を踏まえて、今後も検討や調整をしてみたいと思いますので、どうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいでし

ようか。もしよろしければ、この国土交通大臣から諮問第263号船員法の改正についてをもって諮問された件については適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。ここで羽尾海事局長は公務のため退出されますが、ただいまの結論につきまして一言ご挨拶がございますので、局長よろしくお願ひします。

【羽尾海事局長】 皆さん、こんにちは。海事局長の羽尾でございます。本日は大変お忙しい中、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、船員法の一部改正につきましてご審議いただき、関係者の皆様のご意見も踏まえながら、無事ご了承いただきました。ありがとうございます。

とりわけ、この今回の船員法改正の経緯を振り返りますと、特に野川部会長におかれましては、実は10年前の平成18年に採択されました海上労働条約の策定された際の日本政府代表団の法律顧問としまして、従前の船員に関する30ほどあります条約の集約にご尽力いただいております。また、今般のこの条約の改正を受けました国内法化の勉強会の座長も引き受けいただき、本日お集まりの方々とともに一部改正についての審議において主導的役割を果たしていただきました。まことにありがとうございます。

前回のこの部会でもお話しがありましたように、この船員法の改正、これを次の通常国会に出してまいりたいのですが、実はこの海上運送事業を取り巻く情勢がいろいろ変化してございます。この船員法のほかにも海上運送法等の法令の改正というのも行いまして、次の通常国会に提出をしたいと考えております。

一つはトン数標準税制につきまして、この12月8日に定まりました与党税制改正大綱におきまして、トン数標準税制の拡充・延長が認められたわけですが、このトン数標準税制の延長・拡充に関しまして、法律改正を前提に認められております。そのため、この海上運送法の改正を行いまして税制が確実に措置されるように進めてまいりたいと考えております。そのことによって我が国の安定的な海上輸送の確保や海事産業の国際競争力の強化、そして経済安全保障の確立に努めてまいりたいと思っております。

もとより船員関係につきましては、今年も毎月、船員関係法令の策定あるいは船員派遣事業等の許可などさまざまな課題についてご議論をいただきました。今後も船員の確保・育成の強化、最低賃金の設定をはじめとします船員の労働条件の改善などの諸課題を議論

していくに当たりましては、本日お集まりの先生方、船員部会の先生方、委員のメンバーの方々に引き続き貴重なご意見をいただけると幸いです。

また、年が明けて来年になりませば、法改正のほかにも、内航海運のビジョンの策定として、内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会、これに対しても多くの方々にご尽力いただいておりますが、こういった面の取りまとめもでございます。また、現在海事関係につきましても、船員のみならず海運、造船の分野も含めさまざまな課題があります。それらについて一つずつ着実に取り組みを行っていく必要があると思っておりますので、先生方、委員のメンバーの皆様には引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今日はちょっと公務で中座させていただきますが、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**【野川部会長】** ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題2の船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定によりまして審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

**【野川部会長】** 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げるものに対する船員派遣事業について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題の3、無料の職業紹介事業の許可について、事務局よりこれもご説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日の意見を求められました無料の職業紹介事業の許可について別紙に掲げるものに対する無料の職業紹介事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。これで本日の予定されました議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしければ事務局によりお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第84回船員部会を閉会いたします。本日お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席をいただきありがとうございました。よいクリスマスとよいお年をどうぞお迎えください。

— 了 —